(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
沖縄県中頭郡読谷村字親志親志原二九二番一から同郡北谷町字浜川千原三九番一まで	前	A 一九・一五～一九・一〇メートル	一〇・八七四キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 四二・七〇～三二・〇〇メートル	二・五九〇キロメートル	
		C 二二・五〇～一九二・〇〇メートル	四・二三八キロメートル	
	後	A 一九・一五～九五・一〇メートル	一〇・八七四キロメートル	
		B・C 二二・五〇～三二・〇〇メートル	七・〇九九キロメートル	
		D		

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十五年五月十日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南城市佐敷字新里桃原八四五番二から同市佐敷字新里桃原八七〇番まで	前	一五・五〇～一七・二〇メートル	〇・〇二三キロメートル
	後	一五・六〇～一七・三〇メートル	〇・〇二三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十五年五月十日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南城市佐敷字津波古垣元原五四八番一から同市佐敷字津波古東原一九〇番まで	前	九・五〇～一三・三〇メートル	〇・八五九キロメートル
	後	一五・四〇～二八・六〇メートル	〇・八五九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南城市玉城字垣花新謝原九七五番から同市玉城字垣花川原九三二番一まで	前	一一・九〇～二一・八〇メートル	〇・〇三六キロメートル
	後	一六・四〇～三四・七〇メートル	〇・〇三六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

五月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国を被告とする自衛官人権裁判等に関する再質問主意書（照屋寛徳提出）

慰安婦問題についての安倍首相とブッシュ前大統領との会談に関する質問主意書（辻元清美提出）

議事日程

五月九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十五号

平成二十五年五月九日（木曜日）

午後一時開議

第一　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（内閣提出）

第二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出）

第三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

第四　内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出）

参議院

会議

五月九日（木曜日）午前十時　本会議

質問主意書提出

五月八日議員から次の質問主意書が提出された。

古屋拉致問題担当大臣の記者会見に関する質問主意書（有田芳生提出）（第九三号）

石綿が原因で肺がんになった方の認定基準に関する再質問主意書（川田龍平提出）（第九四号）

質問主意書転送

五月八日次の質問主意書を内閣に転送した。

オスプレイの低空飛行訓練の法的根拠に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第八八号）

ボーイング787型機のバッテリー事故の原因解明と根本的な事故対策及び拙速な運航再開計画の見直しの必要性に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第八九号）

人事異動

内閣

（法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当））検事　大塲亮太郎

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（五月一日）

（外務省在大韓民国日本国大使館参事官）外務事務官　新居　雄介

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（防衛省大臣官房付）防衛書記官　加野　幸司

内閣事務官に兼ねて任命する

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）を命ずる（以上五月七日）

財務省

（国際局次長・財務大臣秘書官事務取扱）財務事務官　浅川　雅嗣

国際局長山崎達雄外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（四月二十八日）

（大臣官房審議官）財務事務官　武内　良樹

国際局長山崎達雄外国出張不在中同局長事務代理を命ずる

（国際局次長・財務大臣秘書官事務取扱）同　浅川　雅嗣

国際局長事務代理を免ずる（以上五月一日）

（大臣官房審議官）財務事務官　武内　良樹

国際局長事務代理を免ずる（五月三日）

防衛省

（統合幕僚監部防衛計画部計画課）一等空佐　鈴木　繁直

航空自衛隊幹部学校付を命ずる（五月一日）

（陸上自衛隊輸送学校）一等陸佐　徳永　幸三

陸上自衛隊輸送学校付を命ずる（五月二日）